二号、第四十一条第二号及び第四十四条第二項第四号において同じ。）を受けようとする薬局開設者は、あらかじめ、法第二十条の五第三項に規定する申請書及び添付書類をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

（法第二十条の五第三項の申請書の添付書類）

第三十五条　法第二十条の五第三項の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一　薬局開設の許可証の写し

二　薬局において使用するテレビ電話装置等の仕様を明らかにする書類

三　第三十二条第一号に規定する手順書

四　第三十二条第四号及び第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

五　特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況の収集方法

（法第二十条の五第三項第五号の申請書の記載事項）

第三十六条　法第二十条の五第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、その薬局の電話番号その他の連絡先とする。

（法第二十条の五第六項の登録の更新）

第三十七条　法第二十条の五第六項の規定により登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び薬局開設の許可証をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　その薬局の名称及び住所地

三　その行おうとする事業の内容及びその実施方法

四　法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

五　その薬局の電話番号その他の連絡先

（法第二十条の五第九項の変更登録の申請）

第三十八条　法第二十条の五第九項の変更登録を受けようとする登録薬局開設者（同条第八項に規定する登録薬局開設者をいう。第四十一条において同じ。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第三十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録及びその更新の年月日

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更しようとする年月日

（法第二十条の五第九項の変更登録を要しない軽微な変更）

第三十九条　法第二十条の五第九項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、その薬局の電話番号その他の連絡先の変更とする。

（法第二十条の五第十一項の変更の届出）

第四十条　法第二十条の五第十一項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第三十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録及びその更新の年月日

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

（国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の廃止の届出）

第四十一条　登録薬局開設者は、登録事業（法第二十条の五第十三項に規定する登録事業をいう。第四十四条第二項において同じ。）を廃止したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録及びその更新の年月日

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）